第32回大牟田市農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和5年2月10日(金) 午前9時30分から午前10時35分まで
- 2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2委員会室
- 3. 出席委員(8名)

会 長 古賀 正廣

2番委員 梅野 節子

3番委員 鳥越 孝広

4番委員 中島 照章

5番委員 石橋 祐一

6番委員 藤原 優子

8番委員 池端 祥久

9番委員 内野 和幸

4. 欠席委員(1名)

7番委員 伊藤 照子

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第4号 非農地証明について

報告第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 土山 浩文

次 長 野田 稔雄

職 員 塚本 雄二

職員堀江陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第32回農業委員会 総会を開催いたします。

> 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、9番委員、2番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号の3条許可については、11件の申請があっております。

なお、9番、10番案件は、3番委員に関するものですので、議事参与できないことから、その際は退席をお願いします。

では、9番、10番案件を除く案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、2年ほど前に就農された○○さんが、隣接する農地を取得されるものでございます。山あいの湿田で作りにくいとのことから令和2年以降作付者がおらず、土地処分をしたい所有者意向と合致したものでございます。

2番は、受け人の○○さんが自宅隣を取得されるものでございます。

なお、所有農地の耕作状況の現地確認において、市街化区域内の農地一筆が転 用状態でしたので、後ほど報告第2号でご説明いたしますが問題の整理を指導し、 整ったことから本案件の審議となったところでございます。

3番、4番は期間満了による更新申請でございます。

5番、6番も期間満了による更新申請でございます。

7番、8番は、法人による解除条件付きのもので、こちらも期間満了による更 新申請でございます。

11番は、所有者の○○さんが市外転出されたことで、地元農家の○○さんへ相談され取得がまとまったものでございます。なお、このうち3筆は別人3名と

の貸借がございましたので、8ページ報告第3号の1番から3番案件の解約がご ざいます。

いずれの案件も3条調査書の各要件については満たしていると思われます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長では次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。

1番案件を9番委員からお願いします。

9番委員 2年ほど前に就農された○○さんですが、耕作地の隣でツルなどが茂ることから一緒に管理したいとのことで移転が決まったと聞いており、兼業農家ですが、 今までもきちんとされておりますし隣でもありますので問題ないと思います。

議長 次の2番案件は2番委員からお願いします。

2番委員 はい。事務局と一緒に現地調査を行いまして、○○さんともお会いし市街化区 域内の農地でもありましたので耕作することが条件であることを説明したところ で、何ら問題ないと思います。

議長では、次の3番から6番までは、私ですので意見を述べたいと思います。

まず、3番4番の○○さんですが、認定農業者で地域の担い手でございまして、 きちんと耕作されておりますので何ら問題ないと思います。

5番、6番の○○さんですが、いずれも市街化区域内の耕作者が少ない地域の中小農家の一人でございまして、更新ですので問題ないとも思います。 私からは以上です。

議長 次に7番、8番案件を3番委員からお願いします。

3番委員 はい。現地を確認しましたが、きちんと畑として管理してあり更新ですので問題ありません。

議長 11番案件は私ですので意見を述べたいと思います。

地域内の中規模農家の一人で水管理かれこれを担って頂いておりますので、何ら問題ないと思います。

議長 以上で地区担当の意見を終わりたいと思います。

それでは審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。 (発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。

議長 1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で1番は許可することに決定いたします。

では次に

議長 2番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で2番案件は許可することに決定いたします。

議長 次の3番と4番はまとめて採決してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長では、そのようにさせて頂きます。

3番、4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で3番、4番は許可することに決定いたします。

議長 では次の5番と6番案件もまとめて採決してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長そのようにさせて頂きます。

5番、6番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で5番、6番案件は許可することに決定いたします。

議長 次に7番、8番案件もまとめて採決してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 そのようにさせて頂きます。

7番、8番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で7番、8番案件は許可することに決定いたします。

議長 最後に11番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で11番案件は許可することに決定いたします。

つづきまして、9番、10番案件に入りますので、3番委員は退室をお願いします。

-3番委員退室-

議長 それでは、9番10番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

いずれも期間満了による更新申請でございます。

3条調査書の各要件については満たしていると思われます。ご審議の程、よろ しくお願いいたします。

議長事務局説明が終わりました。

何か質問ご意見はございませんか。

(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長
それでは、審議を終わり採決に入ります。

議長 9番10番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で9番10番案件は許可することに決定いたします。

では次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、9件の申請があっております。

事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番から5番までは、貸借されていた○○さんが規模縮小により解約されたため、委員斡旋により若手である○○さんが貸借されるものでございます。

6番は、すでに耕作されていたものを中間管理事業での貸借整理されるもので ございます。

7番は、利用権貸借であったものを期間満了により、中間管理事業を活用されるものでございます。

8番、9番は、離農による○○さんの耕作地を中間管理事業を活用されるものでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長事務局からの説明が終わりました。

皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入りますが、一括採決として扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長では、そうさせていただきます。

議案第2号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で許可することに決定いたします。

続いて報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

こちら土地は、既に造園業に貸し出されたいたもので、駐車場や造園資材を一置かれ5条転用での整理をはじめたところ、昨年末で造園業の廃業を決められたこと整理に時間を要しておりました。現地は、一部に庭石等が置かれたままで埋まっているものもあり、農地として戻すことも大変かと考えていたところです。

結果として、ご自身の駐車場や道具置場として利用との意向が固まり、この度、 転用届に顛末書付きで整理となったところでございます。

議長何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 無いようですので報告第1号を終わります。 続きまして、

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、福祉施設の駐車場として転用されるもので、隣接山林地と一緒に整備 されるものでございます。

2番は、住宅販売業の法人が、宅地隣接する農地を転用購入されるものでございます。

3番は、借家2戸の建設で一年ほど前に転用申請がございましたが、借家建設を断念され近くに住む親族の○○さんの住宅として計画変更申請となったものでございます。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 無いようですので報告第2号を終わります。

続きまして、

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長事務局から説明をお願いします。

事務局はい。

1番から3番までは、貸借から所有権移転のための解約でございます。

4番は遠方地のため解約をされたものでございます。

5番から9番までは、規模縮小のための解約でございます。

なお、4番が解約後の耕作者が決まっていないため、今後、地区委員の斡旋調整をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第3号を終わります。

続きまして、

報告第4号 非農地証明について

議長それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

いずれも1番は登記地目が目的で、2番から4番までは売却等の土地処分を目的とする登記地目整理のためでございます。以上です。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。 (発言者なし)

議長 無いようですので、報告4号を終わります。

報告第5号 農地法第52条の規定による情報の提供について

議長
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

昨年、1月から12月までの賃借料情報の報告でございますが、総数165件でございます。前回が177件ですので、若干ですが減少しております。

有料、無料ですが、昨年は有料が多く51.5パーセントとなっており、それ 以前は無料の方が多く50パーセントを超えておりましたが、昨年に関しては、 有料が多かったところでございます。

有料分での平均額等の算出については、いわゆる全国ルールで算出したところですが、平均値において田の山間部が平坦部より高いという減少になっております。これは、山間部の総件数が少ない中で金額の高いハウス施設貸借が反映したところでございます。

このため、このハウス施設を除いた平均額を算出した金額を最下段にお示ししており、数値としても平坦部より少ない金額となっております。

議長説明がございましたが、質問はございませんか。

4番委員 平均の数字だけ見ると山間部の有料と思われる人が多くでるのじゃないかと思いますので、現実は、無料の方が多いというのを分かり易くならないでしょうか。

事務局 はい。

窓口に見えた方には、こちらの図をお渡しし、無料も多くあり平均は有料分と の説明をさせて頂いております。

所有者側の方からは、無料があることを載せないで欲しいとの声も頂いている

ところでございます。

議長 統一ルールで出した資料とのことですし、事務局窓口でもその辺は説明して頂いているのでしょう。

事務局 はい。

議長ほかにございませんか。

議長 無いようですので、報告5号を終わります。

議長 これをもちまして第32回農業委員会総会を終了いたします。

一閉会一

以上